

## テトラ・エクイティ

おかげさまで  
設定1周年

## コロナショック時の実績が評価され、残高は1,700億円に

平素より「テトラ・エクイティ」（以下、当ファンド）をご愛顧賜り厚く御礼申し上げます。

当ファンドは2020年2月以降のコロナショックに伴う**金融市場の大きな変動を捉えて良好なリターンを確保**し、その後も概ね堅調なパフォーマンスを維持しました。

このような状況のもと、おかげさまでこの度、当ファンドは設定1周年を迎え、**純資産総額は1,700億円を超えました**。これも投資家の皆さまのご支持によるものと深く感謝申し上げます。資産のさらなる成長に向けて引き続き運用に注力して参ります。

なお、当ファンドは10月15日に第1期決算を迎えましたが、複利効果による信託財産の成長を優先するため、分配金のお支払いをいたしませんでした。

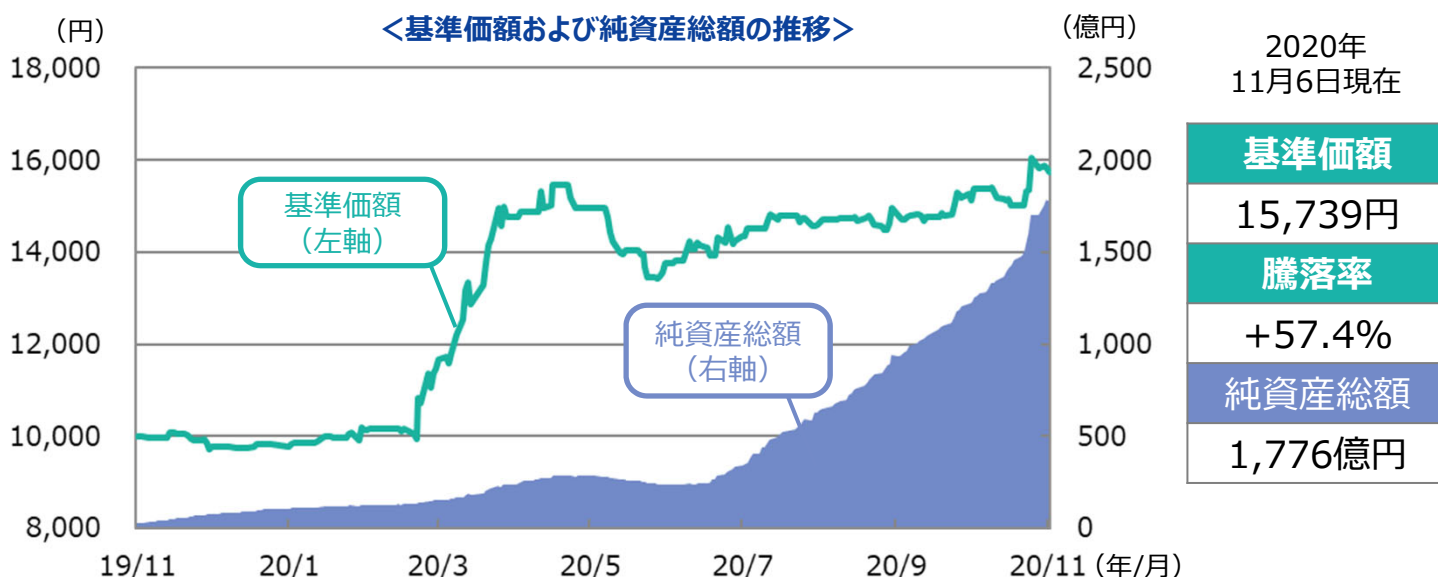
※本レポートでは、当ファンドが投資対象とする外国投資信託の設定来の運用状況等について、J.P.モルガンからの情報を基にご報告いたします。

### 当ファンドの戦略の概要等

- 当ファンドが採用する戦略は、買建て（ロング）ポジションで上昇局面でのリターンを狙いつつ、売建て（ショート）ポジションの組み合わせにより**下落局面も収益機会とする戦略**です。
- 市場の先行きに不安をお持ちのお客さまや、値動きの大きい相場展開を想定されているお客さまのほか、既存の保有資産と組み合わせることで新たな分散効果を期待されるお客さまにご検討いただきたいファンドです。

### 基準価額および純資産総額の推移（2019年11月6日（設定日）～2020年11月6日）

2019年11月6日（設定日）から2020年11月6日までの当ファンドの騰落率は+57.4%でした。純資産総額は1,776億円となりました（2020年11月6日現在）。



（注）基準価額は1万口あたり、信託報酬控除後。騰落率は実際の投資家利回りとは異なります。

※ 上記は過去の実績であり、当ファンドの将来の運用成果等を示唆あるいは保証するものではありません。

※ ファンド購入時には、購入時手数料がかかる場合があります。また、換金時にも費用・税金などがかかる場合があります。詳しくは6ページをご覧ください。

以下は、J.P.モルガンから提供された情報に基づき作成しています。

## パフォーマンスの振り返り

- 2019年11月6日（当ファンド設定日）から2020年10月30日における、参照指数（報酬控除後）のリターンは**60.8%**となっています。
- 2020年2月以降のコロナショックに伴う**市場変動時**には、日々株価が上昇と下落を繰り返し、当運用の4つの戦略のうち、**日中トレンド戦略の効果が発揮**されました。
- 3月の株価変動時には、価格下落時にショートポジションを構築した月中トレンド戦略、逆に月末の価格上昇時にロングポジションを構築した月末トレンド戦略により、**価格変動を収益機会**としました。
- 9月の株価変動時にも、ショートポジションとロングポジションの両方で効果的に収益を積み上げ、10月は最終週の株価下落時にショートポジションを構築した月末トレンド戦略がリターンに寄与しており、**当運用の戦略の有効性**が示されています。

### <参照指数およびS&P500株価指数の推移>

（2019年11月6日～2020年10月30日）



(注1) 参照指数はJ.P.モルガンが開発した「米国株マルチモメンタム指数（円建て、エクセスリターン）」を指します。当該指数は米国株式市場において、日中に発生するトレンドと特定の時期に月次で発生する3種類のトレンドの4つのトレンドを捉えることを目的とするパフォーマンス指数です。当ファンドは、担保付スワップ取引を通じて、参照指数のリターン（損益）を享受しています。

(注2) S&P500株価指数は配当込み、円ヘッジベース。当該指数は当ファンドのベンチマークおよび参考指数ではありません。

(出所) J.P.モルガン、FactSetのデータを基に委託会社作成

※ 上記は過去の実績であり、今後の市場環境を保証するものではありません。また、当ファンドの将来の運用成果等を示唆あるいは保証するものでもありません。  
 ※ ファンド購入時には、購入時手数料がかかる場合があります。また、換金時にも費用・税金などがかかる場合があります。詳しくは6ページをご覧ください。

## ファンドの特色

1. 米国の株価指数先物取引を機動的に活用します。
  - 実質的な運用にあたっては、米国株式市場におけるトレンドを捉えることを目的とする参照指数のリターン（損益）※を享受する担保付スワップ取引を行います。
    - ※参照指数による担保付スワップ取引のリターン（損益）は、同指数に関する費用等を控除したものととなります。
  - 米国の株価指数先物の実質的な買建総額または売建総額が、最大で信託財産の純資産総額の200%程度となる場合があります。

※参照指数とはJ.P.モルガンが開発した「米国株マルチモメンタム指数（円建て、エクセスリターン）」をいいます。

当該指数は米国株式市場において、日中に発生するトレンドと特定の時期に月次で発生する月初トレンド、月中トレンド、月末トレンドの4つのトレンドを捉えることを目的とするパフォーマンス指数です。

2. 米国株式市場の「4つのトレンド」に着目し、トレンドを捉える4つの戦略※の組合せにより収益の獲得を目指します。
  - ※J.P.モルガンが提供する、米国の株式市場の上昇、下落局面ともに収益機会を目指すトレンド追随型の戦略です。
    - また、S&P500先物\*を用いた効率的な戦略を目指します。
    - \*米国の代表的な株価指数であるS&P500を対象とした株価指数先物です。

3. 実質組入外貨建資産については、原則として対円での為替ヘッジを行いません。
  - 実質組入外貨建資産は、担保付スワップ取引を通じた参照指数からのリターン（損益）部分等のみとなるため、為替変動による影響は限定されます。

※ 資金動向、市況動向等によっては、上記のような運用ができない場合があります。

## 投資リスク

### 基準価額の変動要因

ファンドは、投資信託を組み入れることにより運用を行います。ファンドが組み入れる投資信託においては担保付スワップ取引を通じて、主として海外の株価指数先物を実質的な投資対象としており、その価格は、保有する株価指数先物の値動き、為替相場の変動等の影響により上下します。ファンドが組み入れる投資信託の価格の変動により、ファンドの基準価額も上下します。**基準価額の下落により損失を被り、投資元本を割り込む**ことがあります。

運用の結果としてファンドに生じた**利益および損失は、すべて受益者に帰属**します。したがって、ファンドは**預貯金とは異なり、投資元本が保証されているものではなく**、一定の投資成果を保証するものでもありません。ファンドの主要なリスクは、以下の通りです。

#### ■ 株式市場リスク

株価は、政治・経済情勢、発行企業の業績、市場の需給等を反映して変動します。当ファンドは米国株式市場のトレンドに追随する4つの戦略により、実質的に株価指数先物の買建ておよび売建てのポジションを構築します。株価下落時に買建てのポジションとなっている場合、株価上昇時に売建てのポジションとなっている場合には、基準価額が下落する要因となります。

#### ■ 信用リスク

ファンドが投資している有価証券や金融商品に債務不履行が発生あるいは懸念される場合に、当該有価証券や金融商品の価格が下がったり、投資資金を回収できなくなったりすることがあります。これらはファンドの基準価額が下落する要因となります。

#### ■ 派生商品リスク

各種派生商品（先物取引、オプション取引、各種スワップ取引等）の活用は、当該派生商品価格が、その基礎となる資産、利率、指数等の変動以上の値動きをすることがあるため、ファンドの基準価額が大きく下落する要因ともなります。

## 投資リスク

## ■ 為替変動リスク

外貨建資産への投資は、円建資産に投資する場合の通常のリスクのほかに、為替変動による影響を受けます。ファンドが保有する外貨建資産の価格が現地通貨ベースで上昇する場合であっても、当該現地通貨が対円で下落（円高）する場合、円ベースでの評価額は下落することがあります。為替の変動（円高）は、ファンドの基準価額が下落する要因となります。

当ファンドの実質組入外貨建資産は、担保付スワップ取引を通じた参照指数からのリターン（損益）部分等のみとなるため、為替変動による影響は限定されます。

## ■ カントリーリスク

海外に投資を行う場合には、投資する有価証券の発行者に起因するリスクのほか、投資先の国の政治・経済・社会状況の不安定化や混乱などによって投資した資金の回収が困難になることや、その影響により投資する有価証券の価格が大きく変動することがあり、基準価額が下落する要因となります。

## ■ 市場流動性リスク

ファンドの資金流入に伴い、有価証券等を大量に売買しなければならない場合、あるいは市場を取り巻く外部環境に急激な変化があり、市場規模の縮小や市場の混乱が生じた場合等には、必要な取引ができなかったり、通常よりも不利な価格での取引を余儀なくされることがあります。これらはファンドの基準価額が下落する要因となります。

## その他の留意点

〔分配金に関する留意事項〕

- 分配金は、預貯金の利息とは異なり、ファンドの純資産から支払われますので、分配金が支払われると、その金額相当分、基準価額は下がります。
- 分配金は、計算期間中に発生した収益（経費控除後の配当等収益および評価益を含む売買益）を超えて支払われる場合があります。その場合、当期決算日の基準価額は前期決算日と比べて下落することになります。また、分配金の水準は、必ずしも計算期間におけるファンドの収益率を示すものではありません。
- 投資者のファンドの購入価額によっては、分配金の一部または全部が、実質的には元本の一部払戻しに相当する場合があります。ファンド購入後の運用状況により、分配金額より基準価額の値上がり小さかった場合も同様です。
- デリバティブ取引（先物取引、オプション取引、各種スワップ取引等）は、一般的に少額の証拠金・担保金等を差し入れることで、より大きな金額の取引を行います。  
当ファンドは実質的に株価指数先物取引を活用することにより、買建総額または売建総額が最大で信託財産の純資産総額の200%程度となる場合があります。したがって、ファンドの基準価額は株式市場全体の値動きと比べて大きく変動することがあり、また異なる動きをすることがあります。
- 担保付スワップ取引の相手方の信用リスク等の影響を受け、倒産や契約不履行等により当初契約通りの取引を実行できずに損失を被り、ファンドの基準価額が大きく下落する場合があります。  
当ファンドが組み入れる外国投資信託における担保付スワップ取引を通じて、米国株式市場におけるトレンドを捉えることを目的とする参照指数のリターン（損益）を享受します。  
当ファンドが組み入れる外国投資信託は、担保付スワップ取引の相手方が実際に取引をする株価指数先物に対して何ら権利を有しておりません。
- 投資資産の市場流動性が低下することにより投資資産の取引等が困難となった場合は、ファンドの換金申込みの受け付けを中止すること、および既に受け付けた換金申込みを取り消すことがあります。

## お申込みメモ

## 購入単位

お申込みの販売会社にお問い合わせください。

## 購入価額

購入申込受付日の翌々営業日の基準価額

## 購入代金

販売会社の定める期日までにお支払いください。

## 換金単位

お申込みの販売会社にお問い合わせください。

## 換金価額

換金申込受付日の翌々営業日の基準価額

## 換金代金

原則として、換金申込受付日から起算して7営業日目からお支払いします。

## 信託期間

2029年10月15日まで（2019年11月6日設定）

## 決算日

毎年10月15日（休業日の場合は翌営業日）

## 収益分配

決算日に、分配方針に基づき分配金額を決定します。委託会社の判断により分配を行わない場合もあります。

分配金受取りコース：原則として、分配金は税金を差し引いた後、決算日から起算して5営業日目までにお支払いいたします。

分配金自動再投資コース：原則として、分配金は税金を差し引いた後、無手数料で再投資いたします。

※販売会社によってはいずれか一方のみの取扱いとなる場合があります。

## 課税関係

- 課税上は株式投資信託として取り扱われます。
- 配当控除および益金不算入制度の適用はありません。

## お申込不可日

以下のいずれかに当たる場合には、購入・換金の申込みを受け付けません。

<申込受付日が以下に当たる場合>

- ニューヨークの取引所の休業日
- ナスダック（米国）の休業日
- シカゴ・オプション取引所の休業日
- シカゴの取引所におけるS&P500先物取引の休業日
- ロンドンの銀行の休業日
- シンガポールの銀行の休業日

<申込受付日の翌々営業日が以下に当たる場合>

- シンガポールの銀行の休業日

## ファンドの費用

### 投資者が直接的に負担する費用

- 購入時手数料  
購入価額に2.20% (税抜き2.00%) を上限として、販売会社毎に定める手数料率を乗じた額です。詳しくは販売会社にお問い合わせください。
- 信託財産留保額  
ありません。

### 投資者が信託財産で間接的に負担する費用

- 運用管理費用（信託報酬）  
ファンドの純資産総額に年0.759% (税抜き0.69%)の率を乗じた額です。  
※投資対象とする投資信託の信託報酬を含めた場合、年0.954% (税抜き0.885%) 程度となります。ただし、投資対象とする投資信託の運用管理費用は、年間最低報酬額等が定められている場合があるため、純資産総額等によっては、上記の料率を上回ることがあります。
- その他の費用・手数料  
以下のその他の費用・手数料について信託財産からご負担いただきます。
  - 監査法人等に支払われるファンドの監査費用
  - 有価証券の売買時に発生する売買委託手数料
  - 資産を外国で保管する場合の費用 等
 ※上記の費用等については、運用状況等により変動するため、事前に料率、上限額等を示すことができません。  
※監査費用の料率等につきましては請求目論見書をご参照ください。

※ 上記の手数料等の合計額については、保有期間等に応じて異なりますので、表示することができません。

## 税金

### 分配時

所得税及び地方税 配当所得として課税 普通分配金に対して20.315%

### 換金（解約）及び償還時

所得税及び地方税 譲渡所得として課税 換金（解約）時及び償還時の差益（譲渡益）に対して20.315%

- ※ 個人投資者の源泉徴収時の税率であり、課税方法等により異なる場合があります。法人の場合は上記とは異なります。
- ※ 外国税額控除の適用となった場合には、分配時の税金が上記と異なる場合があります。
- ※ 税法が改正された場合等には、税率等が変更される場合があります。税金の取扱いの詳細については、税務専門家等にご確認されることをお勧めします。

## 委託会社・その他の関係法人等

委託会社	<p>ファンドの運用の指図等を行います。</p> <p>三井住友DSアセットマネジメント株式会社 金融商品取引業者 関東財務局長（金商）第399号 加入協会：一般社団法人投資信託協会、一般社団法人日本投資顧問業協会、 一般社団法人第二種金融商品取引業協会</p> <p>ホームページ： <a href="https://www.smd-am.co.jp">https://www.smd-am.co.jp</a> コールセンター： 0120-88-2976 【受付時間】午前9時～午後5時（土、日、祝・休日を除く）</p>
受託会社	<p>ファンドの財産の保管および管理等を行います。</p> <p>株式会社SMB C信託銀行</p>
販売会社	<p>ファンドの募集の取扱い及び解約お申込の受付等を行います。</p>

## 販売会社一覧

販売会社								
販売会社名		登録番号	日本証券業協会	一般社団法人 金融商品取引業協会	日本一般社団法人 投資顧問業協会	金融先物取引業協会 一般社団法人	一般社団法人 投資信託協会	備考
池田泉州TT証券株式会社	金融商品取引業者	近畿財務局長（金商）第370号	○					
SMB C日興証券株式会社	金融商品取引業者	関東財務局長（金商）第2251号	○	○	○	○		
株式会社SBI証券	金融商品取引業者	関東財務局長（金商）第44号	○	○		○		※1
OKB証券株式会社	金融商品取引業者	東海財務局長（金商）第191号	○					
第四北越証券株式会社	金融商品取引業者	関東財務局長（金商）第128号	○					
ひろぎん証券株式会社	金融商品取引業者	中国財務局長（金商）第20号	○					
水戸証券株式会社	金融商品取引業者	関東財務局長（金商）第181号	○		○			
むさし証券株式会社	金融商品取引業者	関東財務局長（金商）第105号	○	○				
株式会社秋田銀行	登録金融機関	東北財務局長（登金）第2号	○					
株式会社三井住友銀行	登録金融機関	関東財務局長（登金）第54号	○	○		○		
株式会社山形銀行	登録金融機関	東北財務局長（登金）第12号	○					

## 備考欄について

※1：金融商品仲介業者経由のみでのお取扱いとなります。

## 当資料のご利用にあたっての注意事項

- 当資料は、三井住友DSアセットマネジメントが作成した販売用資料であり、金融商品取引法に基づく開示書類ではありません。
- 当資料の内容は作成基準日現在のものであり、将来予告なく変更されることがあります。また、将来に関し述べられた運用方針・市場見通しも変更されることがあります。当資料は三井住友DSアセットマネジメントが信頼性が高いと判断した情報等に基づき作成しておりますが、その正確性・完全性を保証するものではありません。
- 当資料にインデックス・統計資料等が記載される場合、それらの知的所有権その他の一切の権利は、その発行者および許諾者に帰属します。
- 投資信託は、値動きのある証券（外国証券には為替変動リスクもあります。）に投資しますので、リスクを含む商品であり、運用実績は市場環境等により変動します。したがって元本や利回りが保証されているものではありません。
- 投資信託は、預貯金や保険契約と異なり、預金保険・貯金保険・保険契約者保護機構の保護の対象ではありません。また登録金融機関でご購入の場合、投資者保護基金の支払対象とはなりません。
- 当ファンドの取得のお申込みにあたっては、販売会社よりお渡す最新の投資信託説明書（交付目論見書）および契約締結前交付書面等の内容をご確認の上、ご自身でご判断ください。投資信託説明書（交付目論見書）、契約締結前交付書面等は販売会社にご請求ください。また、当資料に投資信託説明書（交付目論見書）と異なる内容が存在した場合は、最新の投資信託説明書（交付目論見書）が優先します。

作成基準日：2020年11月6日